枚方市と枚方市職員労働組合の団体交渉の要旨

１．日　時　　令和８年３月11日（水）　午後７時00分～午後８時20分
２．場　所　　職員会館大会議室
３．出席者　　組合側：執行委員長以下約20名
　　市　側：総務部長、総務部次長、人事課長、職員課長、
　　教育政策課長、上下水道局総務課長、市立ひらかた病院総務課長、
　　書記（人事課・職員課 課長代理）
４．課　題　「2026年国民春闘統一要求書」に基づく交渉（２回目）

＜交渉内容要旨＞

Ⅰ．前回の交渉を受けて

組　　合	市
・　前回の交渉を受けて、何か回答できるものはあるか。	・　現時点で回答できるものは持ち合わせていないが、本日の交渉も誠意をもって臨む。

Ⅱ．職員・労働者の生活を守る要求について

組　　合	市
・　令和７年の賃金確定交渉で、退職した職員の再採用制度（おかえりな採用）を創設し、令和７年度中の採用試験を実施するとあったが、その受験数や採用予定数の状況はどうか。	・　育児・介護等が理由でやむを得ず退職した職員の再採用制度については、プレスリリースやＳＮＳ等による情報発信を行ったが、応募はなかった。今後は、申込期間を通年として実施する予定とし、引き続き、他団体の情報収集も行っていく。
・　再任用職員の処遇改善について、当局は国へ働きかけていくということであるが、その進捗はどうなっているのか。	・　現時点において国の反応はないが、社会情勢に見合った適切な制度とするよう、引き続き、国へ働きかけていく。
・　再任用職員は、65歳年度において、９割の給料に減額措置がなされているが、その理由は何か。再任用職員の処遇には課題があり、モチベーションの維持を図るためにも、この減額措置の廃止が必要ではないか。	・　再任用の半期退職制度を廃止するにあたり、廃止した令和２年から実施している。この制度は、令和元年の賃金確定交渉時に労使合意を得て実施したものであり、現時点では見直しの想定はしていないが、制度実施からこれまでの間、取り巻く状況が変化していることについては認識している。
・　55歳で昇給停止となり、また、定年年齢の引上げにより、60歳を超えると給与水準が７割となるが、処遇面での改善で何かできることはないのか。	・　国公に準じて55歳で昇給を停止する取り扱いとしており、見直しの検討は困難と考える。処遇面での対応は、国の制度との整合により難しいものもあるが、今後も国や他の自治体の動きを注視していく。

・　前回の交渉で、季節性インフルエンザや新型コロナウイルスに罹患した場合における病気休暇の取得に関して、府の教職員については診断書の提出は不要であり、同じ職場で働く市費負担の教職員についても同様の取扱いとすべきであると求めたところ、府の取扱いの状況を確認するとあったが、その後の確認や取扱いの検討状況を聞く。	・　府の教職員の取り扱いについては認識しているが、病気休暇は、有給休暇であることから、厳正に運用する必要がある。そのため、療養期間等が明記された医師の診断書が必要な現行の取り扱いを直ちに見直す想定はしていないが、今後、他団体の状況についても把握していく。